



特集

2

渋谷 寛 Shibuya Hiroshi

弁護士・司法書士、中央環境審議会動物愛護部会あり方
小委員会元委員（環境省）、ペット法学会理事。著作に『Q
& Aペットのトラブル110番』（共著 民事法研究会）など。

ペット取引トラブルと購入時のポイント

2011年度、PIO-NET*¹（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に寄せられたペット動物に関する相談件数は、1,342件でした*²。ペット取引のトラブルには、どのようなものがあるのでしょうか。事例を挙げ、アドバイスと購入のポイントを紹介します。

単に物としての商品を購入する際にもトラブルは生じるものです。ましてや、ペットを購入するということは命のある物を購入することになるので、トラブルの要因が増えるのも当然です。ペットには感情もあり、単なる物とは違ったかわり合いが出てきます。そのため、トラブルになると予想もしなかった問題に発展しかねません。そこで今回は、ペット購入時のトラブルにはどのようなものがあるのか、トラブルにあわないためのポイントや購入時の心構えを紹介します。

ペットを取得する方法

ペットを無償で譲り受けることもありますが、一般的には、ペットの繁殖を職業としているブリーダーやペットショップから購入することが多いでしょう。さらに最近では、インターネットを利用して購入する場合があります。いずれにしても、適切な売り主からペットを終生飼育できる適切な飼い主が、ペットに過大な負担をかけないように購入することが望まれます。

ペットの売買に関する法律

最近のペットは純粋な番犬とは異なり、飼い主が愛情を注ぎ、家族同然に共生することを目

的として購入されるようになりました。そのペットの可愛らしさ、色やしぐさが気に入るなど、その個性に魅力を感じて購入することになります。この場合、ペットは特定物にあたるので、購入後に先天性の病気にかかっていることが判明したときは、買い主は他のペットの代替の請求ができないことになっています。その代わりに、ペットを治療する費用を売り主に請求できることとなります（民法570条）。

これが、法律の建前です。しかし、売買契約に売り主と買い主との間で、これらと異なる特別な定め（特約）を結ぶことができ、特約があるときはその定めに従うこととなります。多くの売り主は売り主の責任を軽減する特約を定めています。ただし、買い主も一般の消費者と変わりありませんから、いわゆる消費者を保護する法律（消費者契約法）により特約が無効となることがあります。例えば、売り主が一切の責任を負いませんとの特約を契約書に記していても、その特約条項が無効になることがあります。

ペットショップへ行って購入した場合は、クーリング・オフの適用はないため、一方的には解除できません。その後、自宅に戻ったら家族に反対されたとか、調べたらペット飼育禁止のマンションだったという理由では解除できない





のです。そのため、購入する際には慎重に判断することが必要になります。一方、自宅に押し売りが来て可愛さのあまり猫を買ってしまった場合は、特定商取引法の訪問販売に該当するためクーリング・オフの適用により一定期間内に契約の解除を申し出ることができます。

ペット取得時のトラブル事例と解説

ペット取得時のトラブルにはどのようなものがあるのでしょうか。全国の消費生活センターに寄せられた事例を挙げて解説します*3。

事例1

ペットショップで犬を購入したところ、1週間後に感染症にかかっていることが分かった。ペットショップに返金を求められるか。

購入するとき、すでに感染症にかかっていたと考えられますから、ペットショップに売り主としての責任を追及でき、基本的には治療費を請求できます。感染症の程度がひどく買った目的を達することができない場合には、ペットを返還して返金を求めることができます。他方、交換してほしいという請求は、特約で定めているか、ペットショップが任意に応じる場合でなければなりません。その犬は世界に1頭しかないので、交換という概念になじまないからです。そのような特約がない場合は、まずはペットショップに相談してみましょう。

事例2

ペットショップで購入したダックスフントが2日後にけいれんを起こした。高額な治療費がかかる。販売店に支払ってもらえるか。

けいれんを起こした原因が、購入した後に発生したものだとしたら、そのけいれんは飼い主の責任といえますから、ペットショップには何の請求もできません。しかし、購入時に既にけい

れんの原因がペットにあったとすれば、事例1と同じように治療費を請求できます。ここで問題となるのは、請求できる治療費に上限はあるのかということです。法律上の、さまざまな意見がありますが、かかった治療費のすべての賠償を求めることができるとも考えられます。

ところが、多くのペットショップはこの高額になり得る責任追及に対して、特約で制限を加えています。例えば、購入価格を上限とするであるとか、指定した動物病院で認めた範囲に限るなどというものです。ですから、契約時には、どのような特約になっているのか確認しておく必要があります。なお、売り主がそのペットが重い疾患を持っていたと知っていて、それを告げずに販売したときは、契約の取消しができます。

事例3

犬を購入して4日目に動物病院で肺炎と診断され、治療を受けたが2週間後に死亡。返金と治療費を請求したいが、相手が応じない。

購入後4日目に肺炎にかかっていたということですが、医師に確認して購入時に既に肺炎にかかっていたと考えられるのであれば、2週間後に肺炎が原因で死亡したのですから購入した目的は達せられていないことになります。このような場合は、契約を解除して、代金の返還を請求し、治療費を損害として賠償請求することができることになります。隠れた瑕疵があり、そのことで契約の目的を達しなかったときには契約を解除でき、さらに損害賠償を請求できると民法で規定されているからです。

事例4

犬を買ったが、事業者が血統書を渡してくれない。高額なトリマー講座を勧誘され、断ると犬を返すよう言われた。どうしたらよいか。





購入するときに、血統書付きとして購入したのであれば、血統書も一緒に購入しているのですから、血統書を引き渡すよう、または名義変更に必要な手続きをするように請求ができます。

購入するときに、トリマー講座を受講することが条件になっていなければ、受講する必要はありませんし、犬を返還する必要もありません。きっぱりと断ってください。

事例5

インターネットで子犬を購入し、内金を振り込んだが、子犬が送られてこない。納入後業者にメールを送っても返事がない。どうしたらよいか。

この場合は、犬は引き渡されない、責任追及をしようとしても返事がないという重大な問題が生じています。売買契約が成立している以上、犬を渡すのは当然です。業者が初めから内金を振り込ませ、犬は渡さないことを企んでいたとしたら、詐欺罪になる可能性があります。警察にも相談してみましょう。

インターネット販売は、多種多様なペットが売られている、遠隔地からでも購入できるなどの利点がある反面、取得前にペットに会えない、十分な説明を受けられないなど責任の追及が困難かつ不都合な面もあり、2013年9月1日に施行の改正動物愛護管理法では、売り主が買い主に直接ペットを見せることが義務づけられました*4。

ペットを購入する際の注意点

大切なペットを上手に取得するに当たっての注意点をいくつか挙げてみます。

まず、飼い主として終生飼育できる環境にあるかどうかを事前に十分に確認すること。命ある動物を安易に飼い始め、飼えなくなると捨てる飼い主がいます。しかし、これは動物愛護の精神に反するものです。里親の見つからないペットが、毎年20万匹以上殺処分されています。

10～20年以上の寿命のある犬や猫を一生面倒みられるか、ペット飼育禁止のマンションではないか、家族の同意は得られているか、家族にアレルギーの人はいないか、ペットの餌代や動物病院への治療費を支払う経済的余裕があるかなどを先に確認しておくことが大切です。さらに、希望する犬や猫の種類に応じた飼い方などを勉強しておくことが望ましいでしょう。これらの事前準備を経てペットを購入してください。飼育に十分な知識があれば、ペットを購入する際に、業者に対し適切な質問をすることもできますし、業者の対応のしかたから、しっかりとした知識を備えているかどうかを見極める力も付きます。

動物愛護管理法により、ペットを販売する事業者は、登録が必要とされています。ペットショップには、「標識」の掲示が義務づけられていますので、お店にその掲示があるかも確認してください。また、ペット販売の際には、ペットの飼い方などの説明をしなければならず、同法の規則により重要事項18項目を記載した説明書を交付しなければならないとされています*4。

最後に、生まれたての犬や猫を購入するときは注意しましょう。小さい頃のほうがペットは可愛いく思えるため、ペットショップは生まれてすぐのペットを店頭に出す傾向があります。しかし、早い時期に親元から離すと、成長した後に吠える、咬むなどの問題行動を起こすという専門家の見解があります。そこで、改正動物愛護管理法では、生後一定期間が経つ前に親元から離してはいけないとされています*4。購入する際には、親元をいつ離れたかについても確認しておきましょう。

*1 国民生活センターと消費者生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

*2 2012年12月27日現在

*3 2009～2012年度にPIO-NETに寄せられた相談事例より

*4 特集1 4ページ参照